

令和4年度横浜市市街地開発事業費会計予算

令和4年度横浜市の市街地開発事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,206,237千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

令和4年2月9日提出

横浜市長 山中竹春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|-----------------|-------------------------|
| 1 国 庫 支 出 金 | | 1,494,815 ^{千円} |
| | 1 国 庫 補 助 金 | 1,494,815 |
| 2 県 支 出 金 | | 18,510 |
| | 1 県 補 助 金 | 18,510 |
| 3 財 産 収 入 | | 544,686 |
| | 1 財 産 運 用 収 入 | 48,686 |
| | 2 財 産 売 払 収 入 | 496,000 |
| 4 繰 入 金 | | 3,432,606 |
| | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 3,429,506 |
| | 2 基 金 繰 入 金 | 3,100 |
| 5 繰 越 金 | | 1 |
| | 1 繰 越 金 | 1 |
| 6 諸 収 入 | | 619 |
| | 1 清 算 金 収 入 | 154 |
| | 2 雑 入 | 465 |
| 7 市 債 | | 6,715,000 |
| | 1 市 債 | 6,715,000 |
| 歳 入 合 計 | | 12,206,237 |
| | | |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|-------|------------------------------|
| 1 市街地開発事業費 | | 12,206,237 <small>千円</small> |
| | 1 総務費 | 728,918 |
| | 2 事業費 | 9,498,623 |
| | 3 公債費 | 1,977,696 |
| | 4 予備費 | 1,000 |
| 歳 出 合 計 | | 12,206,237 |
| | | |

第2表 債務負担行為

1 新たに債務負担行為をするもの

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|-----------------------|--|
| 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業雨水調整池整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担 | 令和5年度から 令和7年度まで | 限 度 額 11,000,000千円 |
| 横浜市住宅供給公社のために する損失補償 | 令和4年4月から 令和11年3月まで | 借入限度額 422,000千円 借入先 市中の金融機関 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和11年3月までの間に償還 |
| | | |

2 過年度に債務負担行為をしたものの変更

| 変 更 前 | | | 変 更 後 | | |
|---|----------------------------|-------------------|---|----------------------------|-------------------|
| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 | 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
| 東高島駅 北地区埋 立工事に 関する協 定等の締 結に係る 予算外義 務負担 | 令和元年 度から令 和5年度 まで | 限 度 額 1,500,000千円 | 東高島駅 北地区埋 立工事に 関する協 定等の締 結に係る 予算外義 務負担 | 令和元年 度から令 和7年度 まで | 限 度 額 2,400,000千円 |

(注) 上記の債務負担行為は、過年度に一般会計で設定したものである。

第3表 市 債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------------------|------------------|---|--|---|
| 二ツ橋北部第1期 地区事業費 | 千円 1,133,000 | 市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和4会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 | 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。 | 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。 |
| 綱島駅東口周辺 事業費 | 1,627,000 | 同 | 同上 | 同上 |
| 旧上瀬谷通信施設 地区事業費 | 3,413,000 | 同 | 同上 | 同上 |
| 東高島駅北地区 事業費 | 10,000 | 同 | 同上 | 同上 |
| 横浜駅きた西口鶴屋 地区事業費 | 532,000 | 同 | 同上 | 同上 |
| 計 | 6,715,000 | | | |